

東京工業大学生命理工学院及び科学技術創成研究院  
ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査合同委員会委員名簿

令和3年4月1日現在

所 属	職 名	氏 名	任 期	備 考
科学技術創成研究院	教 授	岩崎 博史	R3.4.1～R5.3.31	委員長 第3条第1項第1号
生命理工学院	教 授	糸 昭苑	R2.4.1～R4.3.31	” ”
”	教 授	蒲池 利章	R3.4.1～R5.3.31	” ”
科学技術創成研究院	教 授	柳田 保子	R3.4.1～R5.3.31	” ”
保健管理センター	教 授	安宅 勝弘	R2.4.1～R4.3.31	” 第2号
東京医科歯科大学	理事・ 副学長	木村 彰方	R2.4.1～R4.3.31	” ”
リベラルアーツ研究教育院	准 教 授	赤間 啓之	R3.4.1～R5.3.31	” 第3号
フリーランス	科学雑誌 編集業	加納 知子	R2.4.1～R4.3.31	” 第4号

(参考)

東京工業大学生命理工学院及び科学技術創成研究院ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査合同委員会規程

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる男女両性の委員をもって組織する。

- 一 関係部局に所属する教員のうち自然科学を専門とする教授（ただし、関係部局の長を除く。） 4人
- 二 前号及び次号以外の学識経験者 2人
- 三 人文・社会科学（倫理・法律を含む。）の学識経験者 1人
- 四 一般の立場を代表する者 1人

2 前項各号の委員の任期は2年とし、重任、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項各号の委員は、生命理工学院教授会及び科学技術創成研究院教授会の議を経て、関係部局の長が委嘱する。